

No	項目	質問	回答										
1	交付対象者	対象となる事業者を教えてください。	以下の要件(a)(b)を満たす事業者が対象となります。 (a)中小企業基本法第2条第1項に規定されている中小企業者（個人事業主を含む） (b)木津川市内に本社又は本店若しくは事務所を有する法人 個人事業主の場合は、代表者の住所及び事業所を市内に有する者										
2	交付対象者	中小企業基本法に定める中小企業者とはどのようなものですか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金5,000万円以下または常時使用する従業員数50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金5,000万円以下または常時使用する従業員数100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金1億円以下または常時使用する従業員数100人以下</td> </tr> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業</td> <td>資本金3億円以下または常時使用する従業員数300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記を満たす、会社（※1）又は個人 （※1）株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社、士業法人</p> <p>ただし、以下の要件に該当する「みなし大企業」は除外します。 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上が同一の大企業（中小企業者の規模を超える会社）によって所有されている者 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上が大企業によって所有されている者 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者</p> <p>中小企業庁HP【中小企業・小規模企業者の定義】 (https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html) をご参照ください。</p>	業種	基準	小売業	資本金5,000万円以下または常時使用する従業員数50人以下	サービス業	資本金5,000万円以下または常時使用する従業員数100人以下	卸売業	資本金1億円以下または常時使用する従業員数100人以下	製造業・建設業・運輸業	資本金3億円以下または常時使用する従業員数300人以下
業種	基準												
小売業	資本金5,000万円以下または常時使用する従業員数50人以下												
サービス業	資本金5,000万円以下または常時使用する従業員数100人以下												
卸売業	資本金1億円以下または常時使用する従業員数100人以下												
製造業・建設業・運輸業	資本金3億円以下または常時使用する従業員数300人以下												
3	交付対象者	社会福祉法人、医療法人、NPO法人、学校法人等や農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、協同組合は対象となりますか。	農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、対象外となります。 なお、医者または農家で個人事業主の場合においては、中小企業者となります。 ⇒農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから中小企業基本法上の中小企業者に該当しないものと解されるからです。 中小企業庁HP【中小企業の定義に関するよくある質問】 (https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html) をご参照ください。										
4	交付対象者	Q3のほか、対象とならない事業者は具体的にどのような事業者ですか。	国・県・市町村等の公的機関、大企業、みなし大企業、政治団体、宗教上の組織又は団体、性風俗関連事業者、暴力団関係事業者などが対象外となります。										
5	交付対象者	複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。	法人単位での申請となりますので、市内に複数店舗を経営していても申請は1回限りです。ただし、法人の代表者が個人事業主としても事業を行っている場合は、法人・個人事業主別々で申請が可能です。										
6	交付対象者	同一人物が複数の法人の代表取締役ですが補助金は法人ごとに申請できますか。	法人ごとに申請が可能です。										
7	交付対象者	個人事業主として賃上げを行った後、法人成りした場合、交付対象となりますか。	対象となります。ただし、申請をする際、以下の提出が別途必要となります。 ・個人事業主として、賃上げを行ったことがわかる資料 ・個人事業主から法人成りされたことがわかる資料 ・当該法人で対象従業員が従事していることがわかる資料										
8	交付対象者	創業間もない法人（個人事業主）も交付対象となりますか。	創業後に支給している基本給から、さらに賃金を上げた実績があれば対象となります。										
9	対象従業員	交付対象となる従業員の条件を教えてください。	役員・個人事業主本人及びその親族を除く、正規雇用者（期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険に加入している従業員）が対象となります。										
10	対象従業員	補助金を受け取れる上限人数はありますか。	1事業所あたりの給付額上限人数は10人で、給付上限額は50万円（5万円×10人）となります。										
11	対象従業員	外国人労働者(特定技能や技能実習生など)も対象ですか。	対象です。要件に該当すれば、国籍は問いません。										
12	対象従業員	国民健康保険法に定められた医療保険（建設国保等）の加入者は対象となりますか。	対象です。										
13	対象従業員	申請時点において、すでに退職している者は対象となりますか。	対象外です。										
14	対象賃金	交付対象となる賃上げの内容は。	対象従業員ごとの基本給の賃上げ率が5%以上となる賃上げが必要です。 また、令和7年1月1日から令和8年12月31日までの間の申請者における同一事業年度内に賃上げを行い、賃上げ後の最初の賃金を支給することが必要です。										
15	対象賃金	比較する基本給等の考え方を教えてください。	実際に支払われる賃金から以下の手当等を除いたものとなります。 ・出産祝い金など、臨時的に支払われるもの ・賞与など、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる手当 ・所定外給与（時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当など） ・通勤手当、扶養手当など										
16	対象賃金	定額の手当（役職手当など）は、賃上げの対象となりますか。	対象外です。基本給のみの賃上げが要件となります。										
17	対象賃金	基本給の計算には、定期昇給も含まれますか。	定期昇給も含まれます。										
18	対象賃金	正規従業員は、支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。	対象です。給与の支払方法で区別はしていません。										
19	対象賃金	「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で、賃上げ率を満たした場合対象となりますか。	従業員の雇用形態が変更されるものであり、賃上げではないため、対象とはなりません。										
20	対象賃金	対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。	令和7年1月1日から令和8年12月31日までの間に、申請者における同一事業年度内において実施した賃上げであれば、同一事業年度内に複数回実施した場合でも対象となります。一方で、申請者における事業年度をまたいで複数回賃上げを実施した場合は、対象とはなりません。 (例) A社：3月末決算（事業年度：4月1日～3月31日） B社：10月末決算（事業年度：11月1日～10月31日） ・【令和8年4月と12月に賃上げを実施】⇒A社：対象、B社：対象外 ・【令和8年1月と令和8年4月に賃上げを実施】⇒A社：対象外、B社：対象										
21	申請関係	事前エントリーをせずに、交付申請できますか。	できません。 事前登録後に事務局から交付対象候補者である旨の通知がなされた事業者のみが交付申請できます。										
22	申請関係	今後賃上げする予定ですが、事前登録できますか。	できます。 ただし、令和8年12月31日までに賃上げを行い、賃上げ後の賃金を支給することが要件となります。										

23	申請関係	労働条件通知書（又は雇用契約書）及び賃金台帳では、具体的に何を確認しますか。	労働条件通知書又は雇用契約書では、申請のあった法人（個人事業主）に雇用されている事実、基本給単位、社会保険への加入状況等を確認します。 賃金台帳では、賃上げ前後の基本給や雇用保険料等の控除を確認しています。
24	申請関係	添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。	賃金台帳は、法律によって作成と保存が義務付けられているものとされていますので、賃金台帳の写しを提出してください。
25	申請関係	提出する書類に押印は必要ですか。	雇用契約書は、法人側と従業員側の、双方の署名または記名押印のある原本の写しを添付してください。 労働条件通知書、賃金台帳は、押印がなくても構いませんが、原本の写しを添付してください。
26	申請関係	申請書に押印する印鑑に決まりはありますか。	法人にあっては登記所（法務局）で登録した実印（代表者印）、個人事業主にあっては認印を押印してください。
27	申請関係	申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。	申請を妨げるものではありませんが、社名変更等や本店、支店の確認のため、証拠書類として履歴事項全部証明書などの追加書類を提出いただくことになります。 （例）雇用契約書の社名が、旧社名のままで、更新できていない。雇用契約書には、勤務場所である支店名が記載されているが、申請は本店がまとめて申請するため、名称が異なっている。など
28	申請関係	従業員の氏名の変更に伴い、賃金引上げ算定表【様式第2号】と雇用契約書（労働条件通知書）の氏名が異なっても問題ないですか。	申請を妨げるものではありませんが、現在の氏名が確認できる資料の提出をお願いします。
29	申請関係	申請書兼請求書【様式第1号】の口座情報について、法人は代表者の口座情報で申請しても問題ないですか。	申請者（事業所）に対して行いますので、事業所の口座情報での申請をお願いします。 個人事業主の場合は、代表者の口座情報での申請をお願いします。
30	申請関係	本社・本店は市外にあり、事務所が市内にある場合、申請は本社又は支店のどちらですべきですか。	申請は本社・本店名で行ってください。
31	申請関係	個人事業主ですが、市内に事業所を有することを確認できる書類とは何ですか。	開業届出書の写し、所得税青色申告決算書の写し、事業所の賃貸借契約書の写し、事業用の公共料金領収書（電気・水道・電話など）で市内住所が記載されたものの写しなどです。
32	申請関係	国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」との併給は可能ですか。	キャリアアップ補助金（賃金規定等改定コース）については併給不可となります。 ⇒同助成金コースは、有期雇用労働者の賃金規定を増額した場合に受給可能となり、本奨励金と同様の内容であるため、併給はできません。
33	申請関係	補助金を給付後、賃金を引き下げるようになった場合、返還等の義務が発生しますか。	虚偽やその他不正な申請により奨励金の給付を受けたときなどが確認され、本市が不適切と認めるときは、当該補助金に係る給付の決定を取り消し、既に給付した補助金の返還を命じることがあります。 また、状況によっては、給付事業者の事業者名、申請内容等の情報を公表することがあります。
34	申請関係	全従業員の賃上げが必要ですか。それとも一部の社員（社内で入社して数年の若い世代）に対してだけの賃上げでもよいのですか。	本補助金の賃上げの対象は「全従業員」である必要はありません。 社内の一定範囲の従業員、たとえば入社して数年の若手層など、特定の範囲を対象として、賃上げを行っても差し支えありません。 ただし、その場合は、「対象従業員」の範囲や賃上げの内容が明確であり、恣意的とならない（特定の個人だけを優遇する形でない）ようご注意ください。